

IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案に関する TCFD コンソーシアム意見 (S2 気候関連開示)

TCFD コンソーシアムは現在会員企業が約 650 を数え、世界の TCFD 賛同機関の 1/5 近くとなっている。TCFD コンソーシアムは、事業会社及び金融機関等による対話を通じて、TCFD 提言に基づく効率的で効果的な開示を促進し、その情報が適切に評価され資金供給が促されるような「環境と成長の好循環」に貢献していくことを目的としている。

TCFD コンソーシアムは、TCFD 提言のフレームワークに準拠した形での IFRS による公開草案の作成を歓迎し、市中協議により意見提出の機会が与えられることに感謝する。世界的に受け入れられている TCFD 提言のフレームワークに基づくことにより、これまでの知見の蓄積を効率的に活用した形での開示及び開示情報の活用が可能になる。また、TCFD コンソーシアムは、サステナビリティに関連する情報の開示は企業価値の評価に重要であるという IFRS の見解に賛同する。

また、2021 年 11 月の「プロトタイプ」から今回の公開草案に至る過程で、主要な懸念事項の一つとして挙げられてきた、「産業別開示要件」における地域固有の基準の記載が公開草案では概ね削除されたことを歓迎する。ただし、一部で引き続き、地域固有の基準が散見されるものがあり、継続した改善が望まれる。加えて、開示企業にとって難関であるシナリオ分析に関して、定性分析を含む代替手法が含められたことも、開示企業の利便性向上及びいっそうの開示促進の観点で歓迎する。

以下、2022 年 3 月に公開された IFRS サステナビリティ開示基準 S2 号「気候関連開示」の公開草案に対して下記のようにコメントを行う。

1. 移行計画とカーボン・オフセット（質問 5）

質問(a)について、移行計画に関する開示は、TCFD の「指標・目標・移行計画に関するガイダンス」に準拠している点、またカーボン・オフセットは多様であるため、その詳細に関する開示は評価できる。ただし、カーボン・オフセットの意義は業種により異なり、オフセットの内容や数量により一義的に判断できるものではないことに留意すべきである。

2. 産業横断的指標カテゴリーについて（質問 9）

TCFD コンソーシアムは、産業横断的指標カテゴリーについて、TCFD の「指標・目標・移行計画に関するガイダンス」に記載されている 7 つの指標を反映し、それを逸脱するものは含まれていないことを歓迎する。

- (a)について、7 つの産業横断的指標カテゴリーの開示はそれらの重要性に依存することについて、全般的要求事項の記載から理解しているが、特に、内部炭素価格や役員報酬については、企業ごとにマテリアリティが大きく異なるため、開示の必要性が多様となる。従って、これらについては、開示企業のマテリアリティに応じて開示判断をするといった点を、あらためて強調していただきたい。

- (e)について、企業の中には関連会社等が数百社になる場合があり、それらのスコープ 1 及びスコープ 2 排出量の集計が実務的に困難となる可能性がある。特に支配力を有さない関連会社や非連結子会社に対して排出データの提出を求めることは優越的な地位の濫用につながる可能性もあるほか、データ取得のインフラが不十分な海外を含む関連会社からの情報入手が困難となることも想定される。マテリアリティとデータ収集可能性の双方を鑑みつつ開示範囲を決めるのが現実的と考える。
- (f)について、マテリアリティを条件にスコープ 3 排出量の開示を求める点について賛同するが、手法が企業間で統一されていないため、企業比較の観点で活用するには課題があることも併せて明記すべきである。TCFD は、スコープ 3 排出量は重要な指標としているが、データ整備等に課題があるとも記載している。その意味で、項目 (d)についてスコープ 3 排出量の開示をスコープ 1 及びスコープ 2 排出量と同等に扱うことに実務的に困難ではないかと考える。また、排出量に限らず全ての項目について、開示の要否は重要性に依存することが全般的な要求事項パラグラフ 60 から示唆されるが、その点についてより明確にすべきである。加えて、マテリアリティに応じて開示項目を選択した企業が不利に扱われないような記載の追加も検討してはどうか。あるいは、スコープ 3 排出量の開示が困難な企業に対しては、排出量の算定・開示へ向けたロードマップを開示する、削減貢献量をあわせて開示して企業の取組・機会について説明するという代替案を示すことなども、スコープ 3 排出量開示の普及を促すものとして導入を検討するべきと考える。
- スコープ 3 排出については、国別・企業別にスコープ 3 排出量開示への取組み状況は異なることを考慮し、上記のような段階的な導入を検討するのが実務的に対応可能性を上げるのではないかと考える。

3. 業種別要求事項について（質問 11）

TCFD コンソーシアムは、業種別要求事項について SASB スタンドに準拠しつつ、国際的な適用可能性を向上させる試みを行ったことを歓迎する。しかしながら、下記の点が課題として挙げられる。

- (a)について、立地、法制度、顧客ニーズ等により企業の置かれている状況はそれぞれ異なるにも関わらず、過度の標準化により開示された数値の単純な比較によりサステナビリティへの取り組みが判断されてしまう可能性がある。開示すべき指標について大枠で記載し、一定の柔軟性を持たせうえで、地域特有の指標の有無についてはそれぞれの地域で検討するようなアプローチも考えられるのではないかと。
- 一部産業で、例えば「敷地面積」のようにサステナビリティ開示の一環としてなぜ必要か、意図が不明瞭なものが散見される。また、「使用段階の資源効率を考慮して設計された製品」のように定義が明確でないものもある。これらについては、開示者が情報提供に困らないよう、定義や開示の意図の明確化、あるいは開示者に期待する裁量について記載することを求めたい。
- (d)～(i)について、TCFD が述べているように、Scope3 排出量について、データ入手可能性や算定方法論などで課題が残ることから、実務的な対応可能性を考慮することが重要と思料する。例えば、地域性の考慮や企業規模に応じた開示内容の差異化といった工夫を入れると、対応可能な開示企業がより増えるのではないかと考える。

- 売上高を指標として開示を要求する項目があるが、国・地域によってはその売上高の開示が求められていないなど、開示が困難な項目が多い。こうした項目については、対象となる売上高の実数ではなく、総売上高に対する比率といった指数に変更するほうが企業比較の目的に合致するものと考えられる。以上を踏まえると、マテリアリティに応じて、開示する指標の採用は開示者の任意とすることも検討の余地があるのではないかと考える。

4. コスト及び便益について（質問 12）

(c)について、前述のように多岐にわたる関連会社の排出を集計することは、特に企業規模が小さい場合に多大なコストを要すると考えられるほか、当該企業の機密情報との関連、優越的地位等の問題がある可能性がある。企業規模で開示義務を定義するか、シナリオ分析と同様に簡易計算方法や定性分析などの、代替手法を認める、あるいは段階的に開示要件の精度を上げるといった工夫が導入されるべきと考える。